

千葉県行政書士会との災害時支援協定締結について（お知らせ）

習志野市では、このたび千葉県行政書士会と災害時支援協定を締結することとなりましたので、お知らせいたします。

今回の協定により、行政書士会による相談窓口開設や人的支援を受けることが可能となるため、より迅速かつ円滑な被災者支援が期待されます。

なお、今回の協定は、東日本大震災で東北地方の被災地支援を行ってきた千葉県行政書士会からの申し出によるもので、既に船橋市、浦安市、市川市などで同様の協定が締結されております。

【協定の主な内容】

1. 災害発生時において、千葉県行政書士会が、各種補償手続きや税の減免、相続における諸問題など、被災者支援を目的とした相談窓口を開設する。
2. 習志野市の依頼により、千葉県行政書士会員が会員を習志野市に派遣し相談支援や習志野市が必要と認める業務について支援を行う。

【調印式】

日 時：平成25年2月18日（月）15時00分

場 所：習志野市役所仮庁舎 3階小会議室

問合せ：企画政策部 危機管理課 和泉 Tel047(451)9211